平成２７年（フ）第２８１号
埼玉県越谷市宮本町５丁目53番地　ジョイパーク201、旧住所埼玉県越谷市宮本町５丁目39番地40　パラシオンマンション412
債務者　鈴木　啓子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
埼玉県越谷市花田７丁目14番地９　アネックス越谷８期201
債務者　洲永　　誠
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３２８号
大阪府阪南市自然田788番地の16
債務者　南　　龍司
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４５号
大阪府貝塚市鳥羽39番地１ラフォンテ101、前住所大阪府貝塚市加治60番地７アクアコート貝塚503号
債務者　前田　賢司
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３７２号
大阪府泉南郡岬町淡輪1149番地の３、前住所大阪府泉南郡岬町淡輪1479番地の８
債務者　貝川　文男
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
大阪府岸和田市河合町1820番地の３
債務者　炭原　　勉
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８２号
大阪府泉南市信達市場1695番地の11、前住所大阪府泉南市信達牧野117番地の69
債務者　吉田　　正
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８６号
大阪府泉大津市東助松町４丁目７番４号、前住所大阪府泉大津市東助松町４丁目４番３－203号
債務者　北川　秀治
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３９９号
大阪府阪南市箱作1290番地の４、前住所大阪市浪速区元町１丁目10番６－402号
債務者　大南　理英
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４０７号
大阪府岸和田市藤井町２丁目19番９号ハイツ雅Ａ－105号
債務者　安原香奈子
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４１６号
大阪府岸和田市春木南浜町11番37号、前住所大阪府岸和田市春木元町５番12号
債務者　平尾　小雪（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成27年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月14日まで大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
静岡県袋井市諸井1097番地の１　コーポＫ２102号室
債務者　長谷　**廣**樹
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目20番14号
債務者　小川　直人
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３６号
静岡県浜松市東区天王町1382番地の１　ドリーム２　Ａ102、前住所静岡県浜松市東区小池町1573番地の１　ステーションハイツ４101
債務者　小杉　由理（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成27年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２７９４号
大阪市平野区喜連西５丁目４番46号
債務者　若野　誠司
1　決定年月日時　平成27年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部